

地域振興会議設置要綱

(設置)

第1 地域振興局長の統括又は調整の下、その管轄区域を所管又は担当する現地機関等が相互の連絡を図り、一体となって地域振興に資する取組を行うため、地域振興局に地域振興会議（以下「会議」という。）を置く。

(名称)

第2 会議の名称は、地域振興局の名称に付された地域等の名称を冠したものとする。

(所掌事務)

第3 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 複数の現地機関に関係する横断的な課題に係る施策の調整及び推進に関すること。
- (2) 地域からの要望に対する情報共有等に関すること。
- (3) その他地域振興施策の推進に関すること。

(構成)

第4 会議の構成員は、会議の都度、議題に応じて、当該地域振興局の管轄区域を所管又は担当する別表1に掲げる機関の長のうちから、地域振興局長が指名する。

2 地域振興局長は、会議の都度、議題に応じて、当該地域振興局の管轄区域を所管又は担当する別表2に掲げる機関の長に対して、会議の構成員として出席することを求めることができる。

3 地域振興局長は、本庁の職員、当該地域振興局の管轄区域外を所管又は担当する別表1及び別表2に掲げる機関（警察署を除く。）の職員、市町村職員、有識者等に対して、会議に出席することを求めることができる。

(会議)

第5 会議は、地域振興局長が招集する。

2 地域振興局長は、会議を主宰する。

(幹事会)

第6 第3に掲げる事務を行うために必要があるときは、会議に幹事会を設けることができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域振興局長が別に定める。

(庶務)

第7 会議の庶務は、地域振興局企画振興課において行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、地域振興局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別表1)

知事部局の現地機関 企業局の現地機関

(別表2)

教育委員会事務局の現地機関及び教育機関 警察署
